

第6回 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年12月19日（木） 9：00－11：00

2. 場所：宇宙開発戦略推進事務局大会議室

3. 出席者

(1) 委員

小塚座長、中須賀委員(座長代理)、青木委員、石井委員、久保田委員、笹岡委員、佐藤委員、白井委員、新谷委員、原田委員(オンライン出席)、松尾委員

(2) 事務局(宇宙開発戦略推進事務局)

風木局長、渡邊審議官、木尾参事官、山口参事官、村山参事官、北小路参事官補佐、大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

文部科学省研究開発局	原田研究開発戦略官
経済産業省製造産業局宇宙産業課	高濱課長
国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室	大田参事官
総務省国際戦略局宇宙通信政策課	扇課長(オンライン出席)
外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室	岡崎主査(オンライン出席)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 安全・信頼性推進部	
システム安全・軌道利用安全推進ユニット	吉原ユニット長

4. 議事要旨

(1) 有人宇宙飛行・輸送制度の在り方及び残された検討課題等について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1-1に基づき、検討課題と論点について説明を行った。
- TMI 総合法律事務所より、資料1-2に基づき、米国及び英国の有人宇宙輸送制度について説明を行った。

(2) 宇宙活動法の見直しに向けた要望等について

- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)より、資料2-1に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 一般社団法人 宇宙旅客輸送推進協議会より、資料2-2に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 一般社団法人 Space Port Japanより、資料2-3に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。

(3) 質疑応答・意見交換について

委員からは、以下のような意見があった。

- 有人飛行について制度を整備することが望ましく、我が国の行政法体系の中で実現可能な制度を検討すべき。他方、宇宙空間での有人活動を制度化することは時期尚早ではないか。
- 宇宙物体登録について法定することは理解するが、登録対象となる物体を明確にする必要があるのではないか。
- ペイロード審査について、放射性物質や危険物等の搭載の有無を確認することは理解するが、当該審査を法令上どのように表現するかや、審査対象・内容については精査が必要。
- 人工衛星の管理の承継については実務上生じている問題に対応すべき。
- 宇宙活動の透明性向上については透明性を求める範囲について留意が必要。
- 宇宙活動法の正式名称や目的については、見直しにあわせて変更が必要ではないか。

(4) 宇宙活動法の見直しの基本的方向性（中間とりまとめ）の骨子(案)について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料3に基づき、宇宙活動法の見直しの基本的方向性（中間とりまとめ）の骨子(案)について説明を行った。
- 委員からは、サブオービタル機からの人工衛星の打上げや審査体制の強化についても言及すべきとの意見があった。

以上